

全員お手続きする必要があります 締切 7月18日(金)

令和7年度就学支援金及び臨時支援金のお知らせ

◆令和7年7月以降分の手続きについて

○令和7年7月以降分の手続きにつきまして、オンラインにより申請していただきますようお願いいたします。

◆オンライン申請の方法は？<提出期限：令和7年7月18日(金)>

【～R7.6まで 就学支援金を受給している方】

○保護者等情報に変更が“ない”場合

e-Shienオンライン申請手引き ～継続届出編～ に従いオンラインでの入力をお願いします。

○保護者等情報に変更が“ある”場合

e-Shienオンライン申請手引き ～継続届出編～ と ～変更手続編～ に従いオンラインでの入力をお願いします。

保護者等情報に変更がある場合とは？

保護者の変更（離婚/再婚）、課税地の変更（令和6年1月～12月中に引っ越した場合）、収入状況提出方法の変更（前回は課税証明書で申請したが、今回は個人番号（マイナンバー）を入力して申請するなど）、生活扶助の受給有無の変更など

【～R7.6まで(不認定者 申請しない方) 就学支援金を受給していない方】

e-Shienオンライン申請手引き ～新規申請編～ に従いオンラインでの入力をお願いします。

⚠ 臨時支援金の受給を希望される場合は、必ず就学支援金を「意向あり」として登録する必要があります（臨時支援金のみ申請することはできません）。

(参考)

・就学支援金とは？

高校生約8割が受けています！
両親の年収目安約910万円返還不要！

◇申請することで受給することができます。学校が国から就学支援金を代理受領し、授業料に充てるため、授業料を納める必要がなくなります（就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）

◇対象となる世帯は？

○「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額^{*}」の両親分合計が304,200円未満の世帯（※名古屋市は、市町村民税の「調整控除の額」に3/4を乗ずる）

○生活保護を受給している世帯の方

・臨時支援金 (R7.4～R8.3) とは？

両親の年収目安約910万円以上の方でも、
授業料が無償化されます（返還不要）

◇就学支援金と同時に申請することで、就学支援金の認定を受けられなかった場合に受給することができます。就学支援金と同様に、学校が国から臨時支援金を代理受領します。